

公共図書館の本質を 発揮する図書館に



山田代議員
(教委支部)

昨年度から中之島図書館でも指定管理者制度が一部導入された。誰もが生きていくうえで必要な資料・情報に確実にアクセスすることを保障するという公共図書館の本質を発揮するため、資料を収集、保存、整理し、提供できる体制を整える図書館となるよう注視していく。

2013年度以降、毎年、司書を採用している。しかし、年度当初の欠員は解消されていない。少数職



働きやすい職場をつくる活動を

(保健所支部)

「職場を働きやすくするつどい」に参加したことをきっかけに、職場環境の改善をめざすため、職場環境に関するアンケートを実施した。その結果を安全衛生委員会でも話し合

い、空調や照明問題で一定の改善があった。労働時間の適正把握を求める厚労省ガイドラインを職場集会で学び、申し入れも行った。

定年退職を迎える組合員 再任用等の組合員 のみなさんへ

セット共済、火災共済、個人賠償責任共済、自動車共済等に参加している組合員で、4月以降、再任用（再雇用）も非常勤もしない方は3月末までに手続きが必要になります。



4月以降の雇用

再任用(再雇用)または非常勤として働く

府や府立病院・関係職場で働かない

引き続き、府職労に加入することで、

- ① 自治労連セット共済
- ② 火災共済
- ③ 自動車共済
- ④ 個人賠償責任共済

に継続加入できます。
※組合員はセット共済を64歳まで継続できます。65歳以降はシニア共済への移行が必要になります。

満期が来てからでは、シニア共済への移行はできません。

2月23日(金)
までに済ませてください。

再任用(再雇用)・非常勤も含め、 府を完全にやめるまでに退職者会 に加入することで、

- ② 火災共済
(掛金は年払いとなります)
 - ③ 自動車共済
 - ④ 個人賠償責任共済
- に継続加入できます。

- ① セット共済は、今年8月の満期以降、継続はできません。シニア共済への移行を希望する方は、退職までに退職者会に加入のうえ、移行手続きを完了してください。なお、現在加入しているセット共済は満期（8月末）まで継続できます。

勤続20年・30年組合員への記念品 子どもの入学・卒業のお祝い

給付申請
について

府職労では、組合員の福利厚生の一環として、勤続20年・30年組合員への記念品と子どもの入学・卒業のお祝いを給付しています。

該当の組合員は職場・支部役員を通じて、給付申請してください。

給付対象となる組合員

- ①長期組合員20年【1万円相当の図書カードか旅行券】
1997（平成9）年4月2日から1998（平成10）年4月1日の間に加入した組合員
- ②長期組合員30年【1万円相当の図書カードか旅行券】
1987（昭和62）年4月2日から1988（昭和63）年4月1日の間に加入した組合員
- ③小学校入学記念品【3000円相当の図書カード】
2018年4月に小学校入学する子どもをもつ組合員
〔2011（平成23）年4月2日～2012（平成24）年4月1日生まれの子〕
- ④中学校入学記念品【2000円相当の図書カード】
2018年4月に中学校入学する子どもをもつ組合員
〔2005（平成17）年4月2日～2006年（平成18）4月1日生まれの子〕
- ⑤中学校卒業記念品【2000円相当の図書カード】
2018年3月に中学校卒業した子どもをもつ組合員
〔2002（平成14）年4月2日～2003年（平成15）4月1日生まれの子〕

※本年度末退職者で、組合員期間が20年、30年となる組合員については給付対象とします。また、昨年対象となっていたにもかかわらず、手続きミス等で受給できなかった組合員についても給付対象としています（過去3年まで）。これらの特例ケースについては、その旨を余白に明記してください。なお、事由発生時点に組合員でなかった場合は支給対象外です。

※夫婦ともに組合員の場合は、それぞれが給付対象となります。

申請の
期限

2月23日(金)

給付
時期

3月15日(木)以降、
支部ごとに給付します。

セット共済とプラスで備えは万全 個人賠償責任共済 示談代行付 満期更改と新規加入募集！

年間掛金 **1,200円**

最高補償額 **2億円**

交通事故
共済金 **最高10万円**

組合員本人が交通事故により、死亡・後遺障害となった場合の見舞金

補償期間 毎年4月1日から1年間

募集期間 2月23日(金)まで

補償の範囲 組合員のご家族も自動的に補償します

- 加入者本人および配偶者
 - 加入者本人および配偶者と生計を共にする同居の親族
 - 加入者本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
- ※親族とは加入者本人の6親等以内の血族及び3親等以内の姻族
※ご夫婦とも組合員の場合、どちらか1名の加入で家族全員が補償の対象に

日常生活の「アハッ!」という事故を補償

自転車で行中歩行者と接触
(原動機付自転車は除く)



自転車の賠償事故にも対応



水もれにより階下に損害を与えた



愛犬が他人にかみついた



スノボやスキー中誤って他人にぶつかってケガさせた



子どもがキャッチボールで投げたボールが車の窓ガラスを割った

※共済金が支払われない場合もあります。詳しい内容は募集ピラをご覧ください。